

5月7日以降の主な施設の対応について

第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、国の緊急事態宣言の動向及び都内の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて、以下のとおり決定する。

庁舎

区役所本庁舎で実施している、毎週水曜日午後7時までの延長窓口と、毎月第2・第4日曜日の窓口開庁は、4月13日から緊急事態宣言終了時まで休止する。

出張所

4月13日から緊急事態宣言終了時まで施設を閉鎖、区役所にて対応業務を行う。

保健センター

立ち入り禁止区域を設け、業務を継続する。

清掃事務所

感染予防を徹底して、基本的に業務を継続する。

すみだリサイクルセンター

5月31日まで休止する。

障害者施設

通所施設を一部縮小して継続する。

高齢者施設

入所施設を継続する。また、通所施設を一部縮小して継続する。元気高齢者対象の施設や事業等については、5月31日まで休止する。

子育て支援施設

保育所・学童クラブについては、5月31日まで原則休園・休止とするが、保護者の事情に応じて受け入れを行う。

区民施設

5月31日まで、区直営施設、指定管理事業者導入施設を閉鎖し、貸出施設の休止を行う。

スポーツ施設

5月31日まで閉鎖する。

すみだ郷土文化資料館

5月31日まで閉鎖する。

図書館

5月31日まで閉鎖する。

地区会館・地域集会所、集会施設

5月31日まで閉鎖する。

公園施設

緊急事態宣言終了時まで、一部について、閉鎖する。

緊急事態宣言終了時まで複合遊具と特殊遊具（ロープネットクライマー）を使用停止する。

喫煙所

5月31日まで、一部施設について、閉鎖する。

区立幼稚園・小中学校

5月7、8日は、都立学校の方針等を踏まえ「登園、登校させない日」とし、11日以降については、今後の国、都の方針等を踏まえて対応する。